

空き店舗対策事業補助金

市と太田商工会議所では、平成21年度より太田市都市計画に定める商業地域内の空き店舗を賃借し、新規に店舗等を開設する事業者を対象に賃借料の補助を実施します。

機関名	太田市	太田商工会議所
対象者	対象業種の店舗等を新規に開設する者	同左(※新規創業者に限る)
対象地域	太田市都市計画に定める商業地域	同左(※一部除外地域あり)
対象業種	小売業・飲食業・サービス業等 (※一部除外業種あり)	同左
補助額	月額 20,000 円以内	月額 30,000 円以内
補助期間	最長 5 か月	最長 6 か月

※ 両制度は併用可能です。

※ 尚、要件等に差異がありますので、ご注意ください。

●太田市空き店舗対策事業補助金

【お問い合わせ】

産業環境部 商業観光課 TEL:0276-47-1833(ダイヤルイン)

●太田商工会議所空き店舗対策事業

→<http://www.otacci.or.jp/gyoji/event/furoku3.pdf>

【お問い合わせ】

太田商工会議所 TEL:0276-45-2121